所得制限基準額を超過したため、高等学校等就学支援金又は学び直しへの支援金が受給できず、令和元年７月～令和２年６月までの授業料の納入が決定した生徒について、保護者が台風第19号で被災した場合、授業料が免除になることがあります。

**令和元年台風第１９号で被災した世帯の授業料の免除について**

　**損害の程度が下記区分１から３に該当し免除申請を希望する場合、相馬高校事務室までお問い合わせください。**

１　提出していただく書類について

次のすべての書類の提出が必要です。

①**授業料免除申請書**

　②**学費負担者の経済状況調書**

　③**生徒と生計を一にする者全員の令和元年度の所得証明書**

　④**災害状況申立書**

　⑤**市町村長が発行する保護者の罹災証明書の写し**

（①～④の用紙は事務室でお渡しします。また、学校のホームページへも掲載しています。）

**提出期限：令和元年１１月２２日（金）**

　※⑤市町村長が発行する保護者の罹災証明書の写しについては、交付までに時間がかかり提出期限まで間に合わない場合は交付され次第提出してください。その場合、先に①～④の書類を学校へ提出してください。

２　免除期間について

　　罹災証明書に記載された損害の程度により、授業料の免除期間が異なります。

　　免除期間は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 損害の程度 | 免除期間 |
| １ | 住居又は家財の全部が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき（全壊） | １２か月（令和元年１０月～令和２年３月、令和２年４月～令和２年９月） |
| ２ | 住居又は家財の２分の１以上が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき（大規模半壊、半壊） | ９か月（令和元年１０月～令和２年３月、令和２年４月～令和２年６月） |
| ３ | 住居又は家財の２分の１未満が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき（一部損壊） | ６ヶ月（令和元年１０月～令和２年３月） |

※授業料の免除は年度毎の決定になるため、区分１又は２に該当した場合、令和２年４月に再度学校に申請をしていただきます。

　【注意】市町村から罹災証明書が交付できない軽度の被害と判定された場合は授業料を免除することができませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】

　　　福島県立相馬高等学校　事務室　電話番号（０２４４－３６－１３３１）

【問い合わせ先】

福島県立　　高等学校

電話番号（ －－）　ＦＡＸ番号（ －－）　メールアドレス

【問い合わせ先】

福島県立　　高等学校

電話番号（ －－）　ＦＡＸ番号（ －－）　メールアドレス

【問い合わせ先】

福島県立　　高等学校

電話番号（ －－）　ＦＡＸ番号（ －－）　メールアドレス

【問い合わせ先】

福島県立　　高等学校

電話番号（ －－）　ＦＡＸ番号（ －－）　メールアドレス